

○内閣府令第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）第二十六条の二の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の六第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改 正 後

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

〔一～十一 略〕

〔一～十一 同上〕
十二　〔同上〕

第九条の三　〔同上〕

改 正 前

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三　〔同上〕

十二　有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益

証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

〔イート 略〕

〔法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（イに掲げる有価証券を除く。）〕

〔十三〕二十五 略〕

〔二十六 投資信託受益証券等（第十二号チに掲げる有価証券を除く。以下この号において同じ。）の約定価額の水準と当該投資信託受益証券等と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であって、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔二十七 投資信託受益証券等の約定価額の水準と指標（第十二号チに掲げる有価証券にあっては、その投資信託財産の一口当たりの純資産額。以下この条において「指標等」という。）の水準の関係を利用して行う取引であって、当該投資信託受益証券等の買付けを行なうとともに、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券等に係る指標等の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の

〔イート 同上〕
〔号の細分を加える。〕

〔十三〕二十五 同上〕

〔二十六 投資信託受益証券等の約定価額の水準と当該投資信託受益証券等と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であって、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔二十七 投資信託受益証券等の約定価額の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であって、当該投資信託受益証券等の買付けを行なうとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券等に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の

この号から第三十二号までにおいて同じ。) の売付け (当該指標連動等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。) を行う取引 (第三号に掲げる取引を除く。)

二十八 投資信託受益証券等の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引 (第三号に掲げる取引を除く。)

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標等の水準と投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引 (有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであつて、当該投資信託受益証券等に係る指標)

第十二号チに掲げる有価証券にあつては、その投資信託財産について行われている有価証券指標先物取引に係る指標。ロにおいて同じ。) によるものをいう。以下この条において同じ。)

又は指標連動等有価証券の買付け (当該指標連動等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。) を新規に行うとともに、その取引契約残高又はの取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。) を行う取引 (第三号に掲げる取引を除く。)

二十八 投資信託受益証券等の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引 (第三号に掲げる取引を除く。)

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標の水準と投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引 (有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであつて、当該投資信託受益証券等に係る指標)

第十二号チに掲げる有価証券にあつては、その投資信託財産について行われている有価証券指標先物取引に係る指標。ロにおいて同じ。) によるものをいう。以下この条において同じ。)

又は指標連動等有価証券の買付け (当該指標連動等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。) を新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

口 「略」

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動等有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券等の価格の水準と指標等の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券等に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号において「投資信託受益証券等オプション取引」という。）を新規に行うことにより投資信託受益証券等を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券等の価額（当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十二 投資信託受益証券等オプション取引により投資信託受益証券等を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与している場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買付することとなる投資信託受益証券等の価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券等の価額（

口 「同上」

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券等の価格の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券等に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号において「投資信託受益証券等オプション取引」という。）を新規に行うことにより投資信託受益証券等を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券等の価額（当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十二 投資信託受益証券等オプション取引により投資信託受益証券等を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与している場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買付することとなる投資信託受益証券等の価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券等の価額（

投資信託受益証券等オプション取引により当該投資信託受益証券等を売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券等の価額、当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の額並びに指標運動等有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。) の範囲内で指標運動等有価証券の売付けを行う取引(第三号に掲げる取引を除く。)

三十三 取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等(第十二号に掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券)に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔三十四～三十六 略〕

〔略〕

3 2

令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第七号から第十号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。

〔一～七 略〕

投資信託受益証券等オプション取引により当該投資信託受益証券等を売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券等の価額、当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の額並びに指標運動有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。) の範囲内で指標運動有価証券の売付けを行う取引(第三号に掲げる取引を除く。)

三十三 取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等(第十二号に掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券)に係る指標に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔三十四～三十六 同上〕

〔同上〕

3 2

〔一～七 同上〕

八 私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔九・十 略〕

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める

取引は、次に掲げる取引とする。

一 「略」

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

〔イヽヌ 略〕

ル 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（ハに掲げる有価証券を除く。）

三 「略」

第十五条の八 令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 前条第二号イからルまでに掲げる有価証券につき空売りを行う取引

二 「略」

八 私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔九・十 同上〕

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七 〔同上〕

一 「同上」
二 「同上」

〔イヽヌ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

三 「同上」

第十五条の八 〔同上〕

第十五条の八 令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 前条第二号イからルまでに掲げる有価証券につき空売りを行う取引

一 前条第二号イからヌまでに掲げる有価証券につき空売りを行う取引

二 「同上」

備考
表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和五年九月七日から施行する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

2 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの）
第一百二十三条	法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は 、次に掲げる状況とする。	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの）
〔一〕二十五 略	〔一〕二十五 同上	〔一〕二十五 同上
〔二〕二十六 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからルまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況 〔イ・ロ 略〕	〔二〕二十六 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからヌまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況 〔イ・ロ 同上〕	〔二〕二十六 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからヌまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況 〔イ・ロ 同上〕
〔三〕二十七 〔二〕二十六 略	〔三〕二十七 〔二〕二十六 同上	〔三〕二十七 〔二〕二十六 同上
〔四〕二十八 〔二〕二十六 略	〔四〕二十八 〔二〕二十六 同上	〔四〕二十八 〔二〕二十六 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。		改 正 前